

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

実施方針

令和7年3月

会津若松地方広域市町村圏整備組合

目次

第1章	背景・目的	- 1 -
第2章	概要	- 2 -
1.	名称	- 2 -
2.	対象施設及び対象業務	- 2 -
3.	委託方式	- 2 -
4.	委託期間	- 2 -
5.	遵守すべき関係法令等	- 2 -
第3章	事業者の募集及び選定に関する事項	- 3 -
1.	事業者の募集及び選定方法	- 3 -
2.	事業者応募資格に関する事項	- 4 -
3.	事業者選定等のスケジュール	- 7 -
4.	その他必要な事項	- 8 -
第4章	事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 9 -
1.	予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	- 9 -
2.	要求する水準	- 9 -
3.	実施状況のモニタリング	- 9 -
4.	事業者の責任の履行の確保に関する事項	- 9 -
第5章	業務実施に関する事項	- 10 -
1.	水道技術管理業務	- 10 -
2.	浄水場及び送水施設運転維持管理業務	- 10 -
3.	水質検査業務	- 11 -
4.	施設維持修繕業務	- 11 -
5.	施設管理業務	- 11 -
6.	各種報告書作成業務	- 11 -
7.	その他の業務	- 11 -
第6章	応募手続き等	- 12 -
1.	実施方針に関する質問、提案及び意見の受付	- 12 -
2.	回答の公表	- 12 -
3.	実施方針等の変更	- 12 -
4.	募集公告、募集要項等の公表	- 13 -
5.	募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表	- 13 -
6.	応募表明書及び応募資格審査申請書類の受付と結果の通知	- 13 -
7.	提案書の受付	- 13 -
8.	選定結果の通知及び公表	- 13 -
9.	事業契約の締結	- 13 -

- 【別紙 1】 施設情報の詳細
- 【別紙 2】 リスク分担表
- 【別紙 3】 第三者委託の責務と責任分担
- 【別紙 4】 実施方針への質問様式

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

実施方針

第1章 背景・目的

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下、「本組合」という。）の水道用水供給事業は、阿賀野川水系阿賀川の河川水（大川ダム放流水）を水源とする馬越浄水場から、1市2町（会津若松市、会津坂下町、会津美里町）に対して、水道用水の供給を行っている。

現在、馬越浄水場は個別委託方式により運転管理のみを委託し、運転指示、水質管理（一部委託）、施設・設備の修繕・更新、薬品購入等については、本組合の直営により運営している。

今後、構成団体の人口減少等による水需要の減少が見込まれる中、施設・設備の老朽化等に伴う対策や更新が必要な時期を迎え、更なる効率化と水道用水供給事業の基盤強化を図るため、最適な運営方法について検討してきたところである。

将来に渡って安全・安心な水道水を提供するとともに、更なるコストの削減及び技術力を確保するため、最適な事業スキームを比較・検討した結果、令和8年度から「第三者委託方式」を採用する。

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託（以下、「本委託」という。）の実施にあたっては、本委託の遂行能力を有する事業者の中から、豊富な経験、実績及び信頼性を有する優れた者を、公募型プロポーザル方式により選定する。

第2章 概要

1. 名称

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

2. 対象施設及び対象業務

(1) 対象施設

本委託における対象施設を以下に示す。なお、施設情報の詳細については【別紙1】に示す。

- ① 馬越浄水場（取水設備、浄水処理設備、管理本館等）
- ② 送水施設（送水管、受水池、弁室、水管橋等）

(2) 対象業務

対象業務は対象施設における運転管理等業務である。概要を以下に示す。

- ① 水道技術管理業務
- ② 浄水場及び送水施設運転維持管理業務
- ③ 水質検査業務
- ④ 施設維持管理修繕業務
- ⑤ 施設管理業務
- ⑥ 各報告書作成業務
- ⑦ その他の業務

3. 委託方式

本委託は、水道法第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の責任と権限を含めて委託する「第三者委託方式」とする。

4. 委託期間

本委託の事業期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

ただし、契約締結の日から令和8年3月31日までの期間に馬越浄水場運転・維持管理業務委託受注者から業務引継ぎを行い、令和8年4月1日から速やかに本委託を開始すること。

5. 遵守すべき関係法令等

事業者は、本委託を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規定及びガイドライン等を含む。）を遵守しなければならない。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

(1) 事業者の募集及び選定

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により実施する。

なお、事業者選定の手続きは下記のとおり実施することを予定しているが、詳細については、募集公告時に公表する募集要項において示す。

① 応募資格要件の確認

応募資格について、本組合が指定する資格要件を満たすことを確認する。

② 技術提案者の審査

応募資格要件を満たした応募者から技術提案書の提出を求め、提出された技術提案書が本組合の求める要求水準を満たしているか確認を行う。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募資格要件及び要求水準を満たした応募者はプレゼンテーションを実施し、第3章1.(2)に示す本委員会は、当該応募者に対しヒアリングを行う。

④ 技術提案書の評価

第3章1.(2)に示す本委員会は、技術提案書の記載内容について、事業者選定基準に示す得点化基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定する。

(2) 事業者選定委員会の設置

第3章1.(1)に示す事業者の募集及び選定に際して、学識経験者及び関係行政機関職員から構成される「馬越浄水場及び送水施設運営に係る事業者選定委員会」(以下「本委員会」という。)を設置する。本組合は、本委員会の評価結果を基に最優秀提案者を選定する。

① 委員 蜂 巢 旭 (学校法人 東洋大学)

② 委員 手 塚 公 裕 (日本大学 工学部)

③ 委員 湯 田 豊 巳 (会津若松市上下水道局)

④ 委員 古 川 一 夫 (会津坂下町)

⑤ 委員 加 藤 定 行 (会津美里町)

⑥ 委員 櫻 井 恭 子 (会津若松地方広域市町村圏整備組合)

(3) 基本協定の締結

本組合は、最優秀提案者と協議を行い、本委託に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、最優秀提案者決定後から基本協定の締結日までの間、最優秀提案者が応募資格要件を満たさなくなった場合、本組合は最優秀提案者と基本協定を締結しない場合がある。

2. 事業者応募資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ（以下「グループ」という。）とする。
- ② グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の数の上限は任意とするが、本委託の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募者はグループを代表する企業1社を「代表企業」として定めるとともに、代表企業が一連の応募手続きを行うこととする。
- ③ グループの構成企業は、他のグループの構成企業になることは認めない。
また、応募表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合、応募資格を失った場合等により応募者から脱退した構成企業も他のグループの構成企業になることは認めない。
- ④ 共同企業体（以下「維持管理JV」という。）を結成する場合、構成企業の出資比率は代表企業を唯一最大とする。
- ⑤ 特別目的会社（以下「SPC」という。）を結成する場合、代表企業をはじめ、全ての構成企業はSPCに出資しなければならない。
また、代表企業はSPCの唯一最大の出資者となることを予定するものとする。
- ⑥ 応募者の構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成企業になることはできない。

(2) 応募資格要件等

応募者は、以下の要件を全て満たした者でなければならない。

① 共通の応募資格要件等

応募者の全てが、以下に示す要件を全て満たす者でなければならない。

ア. 本組合の入札参加資格者名簿に登録されている者。

イ. 本組合の工事等入札参加資格停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者。

ウ. 地方自治法施行令第167条の4（入札参加資格に関する事）の規定に該当しない者。

エ. 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者。

オ. 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けていない。

カ. 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生又は再生手続きの申立てがなされていない者（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。）。

キ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者。

ク. 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）。

ケ. 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められていない者。

コ. 国税、地方税を滞納していない者。

サ. 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の50%を超える議決権を有し、又はその出資の総額の50%を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

（ア）本委員会の委員が属する企業

（イ）本委託に係る発注者支援業務受注者（株式会社 日水コン）

シ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していないこと。

ス.個人にあつては、暴力団等の構成員でないこと。法人にあつては、暴力団等の経営支配法人でないこと。

② 運営における応募資格要件

応募者または構成企業は、以下の各項の要件を応募表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限日において、全て満たさねばならない。

なお、複数項の要件を満たす者は、兼務することが可能とする。

また、応募者または構成企業は、技術提案書において提案している技術に対し、本事業を適切に行う基本的な技術力を有していることとする。

ア.国内において25,600m³/日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場（上水道に限る）の維持管理実績を有すること。

また、国内において水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における急速ろ過方式の浄水施設（排水処理を除く。）の運転管理業務実績5年以上の経験を有する者。

なお、夜間若しくは休日のみでの維持管理実績又は排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。

イ.単独企業もしくは代表企業は、ISO9000シリーズ、ISO14001の認証を取得していること。

ウ.水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に定める受託水道業務技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が5年以上ある者を配置できること。

エ.事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 応募資格の確認基準日

応募資格確認基準日は、応募表明書及び応募資格審査申請書の提出期限日とする。

(4) 応募者等の禁止行為

応募者及び応募希望者は、本実施方針公表後から選定事業者決定までの間に、自己の有利なることを目的として、本委員会の委員及びその他本組合の関係者に働きかけを行ってはならない。これらの行為を行った事業者を含むグループは応募を認めず、または応募資格を無効とする。

3. 事業者選定等のスケジュール

(1) 事業者選定等のスケジュール

事業者の募集及び選定の日程は、以下のとおり予定している。なお、詳細については、募集公告時に公表する募集要項等において示す。

項目	日程
実施方針等の公表	令和7年3月10日～3月28日
実施方針等に関する質問、提案及び意見の受付	令和7年3月24日～3月28日
実施方針等に関する質問、提案及び意見の回答	令和7年4月21日
募集の公告 募集要項、要求水準書、事業者選定基準、 提案書作成要領、基本協定書（案）、 委託契約書（案）	令和7年6月2日
資料の閲覧	令和7年6月2日～6月13日
質問の受付	令和7年6月23日～6月30日
現場見学会	令和7年6月9日
質問の回答	令和7年7月22日
応募表明書及び 応募資格審査申請書類の受付	令和7年8月4日～8月8日
応募資格審査結果の通知	令和7年8月25日
提案書の受付	令和7年10月6日～10月10日
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年11月10日
審査結果の決定・公表	令和7年11月14日
基本協定締結	令和7年11月21日
本契約締結	令和7年12月26日
運營業務開始	令和8年4月1日

(2) 現場見学会

現場見学会は、募集公告後に実施する。なお、詳細については、募集公告時に公表する募集要項等において示す。

(3) 資料の閲覧

資料の閲覧は、募集公告後に実施する。なお、詳細については、募集公告時に公表する募集要項等において示す。

4. その他必要な事項

(1) 優先交渉権者を決定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の決定の過程において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者の提案によっても本委託を第三者委託で実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

(2) 応募にあたっての費用負担

応募にあたっての費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取り扱い

① 著作権

本組合が示した図書の著作権は本組合に帰属し、応募者から提出された技術提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本組合は、事業者選定結果の公表に際して、応募者の承諾を得た上で、必要な範囲で応募者の技術提案書の一部を無償で使用する。この場合、技術・商業上のノウハウは公表しないほか、優先交渉権者以外の応募者の提案に係る審査結果については、応募者名が特定できないように可能な範囲で配慮する。

② 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しない。

(4) 特許権等

技術提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負担する。

第4章 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本委託で予想されるリスクについて、本組合と事業者の分担を【別紙2】に示す。詳細については、募集公告時に公表する募集要項等に定め、最終的に委託契約書で確定する。

また、第三者委託に関する責任の分担について【別紙3】に示す。

2. 要求する水準

本委託において要求する運営の水準は、募集公告時に公表する要求水準書等において示す。

3. 実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が行う運営業務について定期的に確認を行う。事業者が実施する運営業務の水準が本組合の定める水準を下回ることが判明した場合、本組合は業務内容の速やかな改善を求める。改善が認められない場合には、本組合は業務委託料等の減額等を行うことができる。減額措置の詳細については、募集公告時に公表する募集要項等において示す。

なお、モニタリングに係る費用のうち、本組合が実施するモニタリングに係る費用は本組合が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

4. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約に従って責任を履行する。

(2) 契約保証金の納付等

事業契約の締結にあたっては、本工事の履行を確保するために、履行保証保険等による本委託期間中の履行保証を行うものとする。

なお、詳細については募集公告時に公表する募集要項等において示す。

第5章 業務実施に関する事項

本章に記載する業務実施に関する概要は、現時点での案であり、詳細については「要求水準書」として、募集公告時に公表する。

1. 水道技術管理業務

水道業務技術管理者として、委託業務の総括と委託範囲すべてにおける水道法上の責任を伴う技術管理を行う業務である。

2. 浄水場及び送水施設運転維持管理業務

(1) 浄水処理及び送水運転監視業務

主に馬越浄水場（取水ポンプ場を含む）の運転監視・操作、送水施設（送水ポンプ棟内の送水ポンプ、その他設備全般）の運転状況監視に係る業務である。

- ① 水質監視及び浄水処理状況監視
計装設備及び現場における監視、簡易な水質検査とジャーテスト実施
- ② 浄水処理薬品の監視及び調整
薬品の注入率、注入量の管理、薬品タンクの水位及び使用量管理
- ③ 水位、流量監視及び調節
CRT及び計装設備による水位、流量監視及び調節
- ④ 浄水処理機械等の運転操作及び運転状況監視
浄水・脱水処理関係機械の運転操作及び状況監視
- ⑤ 受変電設備、動力設備及び計装設備等の監視
受変電設備、商用電源停電時の非常用自家発電機への切替、サーバーの動作状況
- ⑥ 浄水処理状況等の記録
- ⑦ 浄水処理運転監視等に関わる引継及びその記録
- ⑧ その他
ITV（場内、取水口、管理用道路）による監視

(2) 浄水施設等維持管理業務

主に取水ポンプ場から馬越浄水場、送水ポンプ棟等、主要施設の維持・点検管理（日常点検・月例点検など）に係る業務である。

- ① 日常点検
場内浄水処理機器類の日常点検、稼働状況の把握・記録
- ② 月例点検
場内機器類及び電気設備の稼働状況の定期検査、状況の把握・記録
- ③ 清掃・整理
事務室等の日常清掃、床面のワックス清掃、施設周辺の除草
- ④ その他
各受水池（配水池等）の監視

(3) 送水施設維持管理業務

主に調整池の二次側の送水管及び受水池までの付帯設備等の維持・点検管理（年次点検・月例点検・週例巡回など）に係る業務である。

① 週次点検

送水管及び弁室の巡回確認及び受水池残塩の確認と調整、色度及び濁度の測定

② 月例点検

受水池及び遮断弁室等の計装点検等（残塩計含む）

③ 年次点検

弁室（空気弁・仕切弁）の内部点検及び土砂等の除去及び水管橋の点検

④ その他の業務

緊急遮断弁室の排水、水管橋及び緊急遮断弁室等廻りの除草

3. 水質検査業務

水質に関する日常分析、機器分析、水質検査及び管理、臨機の措置及び緊急対応、水質検査結果の記録及び報告を行う業務である。

4. 施設維持修繕業務

(1) 計画修繕工事

委託契約段階で対象設備及び実施時期が決定している修繕工事を行う業務である。

(2) 突発修繕工事

委託契約段階では工事個所を特定しない修繕工事（突発修繕・漏水処理等）を行う業務である。

5. 施設管理業務

以下に示す自家用電気工作物保守管理、消防設備点検、宿直などを行う業務である。

(1) 電気事業法、その他電気関連法令に基づき行う月例点検、年次点検、臨時点検

(2) 消防法に基づき行う機器点検、総合点検

(3) 中央運転監視員の健康監視、場内の施錠及び防火確認、休日・祝日・夜間における来庁者、電話等の対応

6. 各種報告書作成業務

上記の記録が必要な報告書の作成を行う業務である。

7. その他の業務

文書の管理、見学者への対応、技術的研修、非常時の対応、本委託完了前の引き継ぎを行う業務である。

第6章 応募手続き等

1. 実施方針等に関する質問、提案及び意見の受付

(1) 受付期間

令和7年3月24日（月）から令和7年3月28日（金）午後5時まで

(2) 提出様式

別紙4「実施方針等に関する質問、提案及び意見」(Microsoft Word形式)

(3) 提出方法

別紙4「実施方針等に関する質問、提案及び意見」に実施方針及び要求水準書（案）に関する質問の内容を簡潔にまとめて記入のうえ、「(2) 提出様式」のファイルを電子メールに添付し、「(4) 提出先」へ送付する。

なお、電話、ファクシミリ又は口頭による質問、提案及び意見は受け付けない。

(4) 提出先

会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課

電子メール：aizu.mizuki@themis.ocn.ne.jp

電話番号：0242-56-4192

(5) その他

本組合が当該電子メールの到着を確認した場合は、送付先に受領を確認した旨を電子メールで通知する。

なお、送付した曜日が月曜日から木曜日の場合は翌日の午前中までに、金曜日から日曜日の場合は月曜日の午前中までに受領確認を通知する。受領確認通知が届かない場合は、「(4) 送付先」の電話番号へ電話確認を行うこと。

2. 回答の公表

令和7年4月21日（月）に本委託に係るホームページを通じて公表する。回答に当たっては質問者を匿名化し、電話等による問い合わせにも応じない。

なお、「質問」として提出された場合であっても、本組合にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には「意見」として取扱い、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がないと判断した場合には回答を差し控える等、全ての質問、提案及び意見に回答するとは限らない。

また、提出者固有のノウハウに基づく等の公開の承諾がない提案について、提出者に対して個別に回答する場合がある。

3. 実施方針等の変更

本組合は、実施方針等に関する質問、提案及び意見を踏まえ、実施方針等の内容を見直し変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、ホームページにおいて速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

4. 募集公告、募集要項等の公表

本組合は、令和7年6月（予定）に募集公告を行い、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、提案書作成要領、基本協定書（案）、運営業務委託契約書（案）、様式集、図面、その他これらに付属又は関連する書類を公表し、民間事業者の募集を開始する。また、同日、募集公告等をホームページ等において公表する。

5. 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等に記載された内容について質疑応答を行う。

なお、具体的な日程、実施方法等の詳細については募集要項等において示す。

6. 応募表明書及び応募資格審査申請書類の受付と結果の通知

本委託の応募者に応募表明書及び応募資格審査に必要な書類の提出を求める。応募資格審査の結果は、応募者に通知し、資格審査にて不合格となった応募者は、本組合に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

なお、応募表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、募集公告等において示す。

7. 提案書の受付

応募資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。

なお、提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において示す。

8. 選定結果の通知及び公表

本組合は、本委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面で通知するとともに、ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、それぞれ、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。

9. 事業契約の締結

本組合は、選定事業者との間で令和7年11月（予定）に基本協定を締結し、委託契約内容の詳細について協議を行う。この協議に基づき、令和7年12月（予定）に本組合は選定事業者と運営業務委託契約を締結する。